

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事	平成25年 月 日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都府城陽市上津屋橋端67-2	ニック工業有限会社 電話 0774-56-8110

主たる業種	電気機械具用プラスチック製造業						細分類番号	1	8	3	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則						<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで										
基本方針	エネルギーの消費量の減少。品質/環境マネジメントシステムの効果的運用。廃棄物排出量の削減。										
計画を推進するための体制	社長を筆頭とする環境推進委員会を発足し地球温暖化対策に取り組む体制を構築し社員全員で取り組む。										
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量	5,043.8 トン	4,364.1 トン	5,162.2 トン		-5.6	パーセント				
	評価の対象となる排出の量	5,053.2 トン	4,364.1 トン	5,162.2 トン		-5.7	パーセント				
	実績に対する自己評価	基準年度の時の生産品目から、新規生産品目への過渡期であり量産品の生産量が減少しています。また生産調整により工場の稼働を停止した時期があるため温室効果ガスの排出が減少しています。									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率				
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数(千km))	150.13	253.48	343.85		98.94	パーセント			
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント			
	実績に対する自己評価	基準年度の時に量産していた品目が減少し、24年12月より量産品が増えてきていますが新規生産品の生産のための試作が続いています。通年通して量産が続いたとシミュレートすれば、原単位は216.9へ悪化し、前年比85.5%となります。									
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	55.0	55.0	55.0							
	(24)年度						ISO14001の年度目標に従い、電機・ガス使用量の原単価あたりの使用量の削減活動を行う				
	(25)年度						ISO14001の年度目標に従い、電機・ガス使用量の原単価あたりの使用量の削減活動を行う				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	措置が困難な為、実施せず。									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤に際して、会社と最寄の交通機関までの距離が遠く、又工場が24時間業務なので通勤時交通機関が動いていない可能性があるため実施していません。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン							
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン							
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン							
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン							
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動											
特記事項											

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。